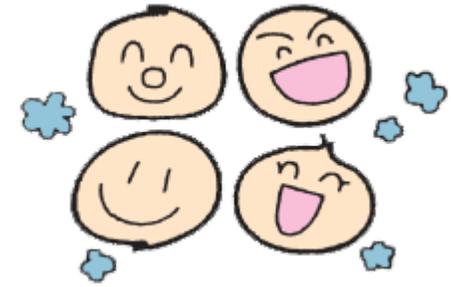


全国権利擁護支援ネットワーク
全国フォーラム第15回in神奈川



地域共生社会の実現に向けて
～中核機関と地域福祉～

「新城市権利擁護支援センターの取り組み」

社会福祉法人

新城市社会福祉協議会

相談支援課課長兼新城市権利擁護支援センター長 秋野美紀子

1. 新城市の概要



徳川家康ゆかりの地も
多くあります！！

○愛知県の東部、東三河の中央に位置し、東は静岡県に隣接している。

○県内2番目の広さを有する。

○人口 42,798人 (令和5年12月1日現在)

○高齢化率 37.6% (令和5年12月1日現在)

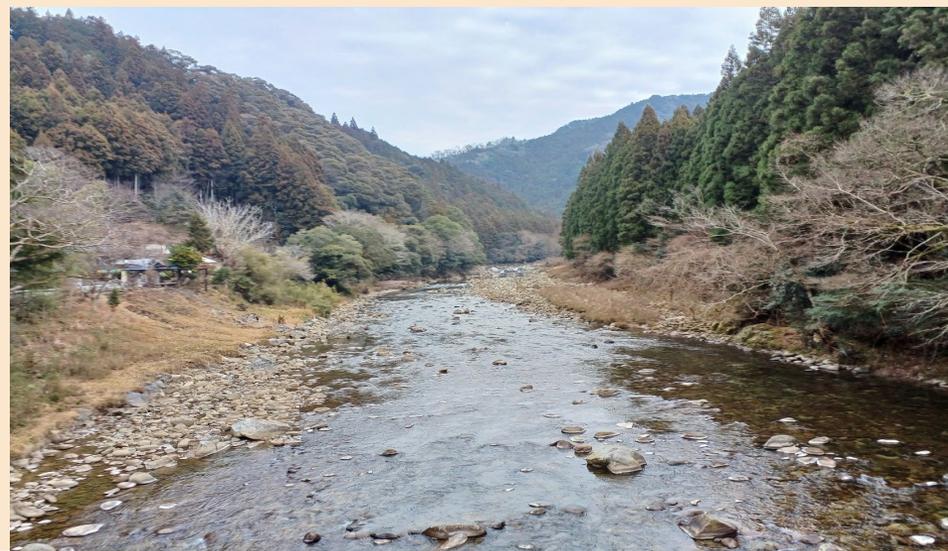
○療育手帳所持者 432人
精神障害者保健福祉手帳所持者 461人



観光
名所



暮らし
の風景



2. 新都市の政策

○平成25年 地域自治区制度のスタート

○平成26年 「若者議会条例」の制定

○平成30年 「福祉円卓会議条例」の制定

○令和 3年 「新都市福祉従事者がやりがいを持って働き続けることができるまちづくり条例」の制定

○令和 4年 上記条例に基づき、「福祉従事者支援施策推進会議」がスタート

2040年に「消滅する可能性がある都市」と日本創生会議から発表される。愛知県内では、新都市のみであった。

「支える人を支える」まちづくり

令和3年 市長が交代

新市長が「高齢者、障がい者の方への権利擁護支援の体制を整えます」とマニフェストに明記

3. 新城市社会福祉協議会

【相談支援課】R5.4～

- 新城市権利擁護支援センター
- 法人後見事業
- 日常生活自立支援事業
- 無料法律相談
- 心配ごと相談

【正規】社会福祉士 4名
社会福祉主事 1名
【嘱託】介護福祉士 1名

【非常勤職員】13名
よりそいサポーター養成講座修了者 5名
市民後見人養成講座修了者 7名
その他 1名

(社協OB・市役所OB・民生委員OBが多い)

4. 新城市権利擁護支援センター

- 平成25年 市からの委託事業として「新城市成年後見支援センター」を開設。同時に、市からの補助を得て法人後見事業をスタート。
- 平成28年 成年後見制度ありきのセンターではなく権利擁護支援が必要な人のためのセンター機能が必要であることを市と協議していく。
- 令和 元年 センターの機能を一部拡充。権利擁護支援全般の相談窓口として機能。毎月1回、市とセンターを事務局とした事案を検討する場を設ける。その翌週、専門家の意見を求めることができる支援検討委員会、受任者調整会議を開催するしくみを構築。家庭裁判所書記官がオブザーバーとして出席。



4. 新城市権利擁護支援センター

○令和 3年 第2期成年後見制度利用促進計画における中核機関を市より受託。

- ・権利擁護支援チームの形成、チーム支援、アフターフォロー(令和5年度 11件)
- ・意思決定支援会議開催 (令和5年度 7件)

ご本人、後見人、民生委員、
親族、支援機関の皆さんと

○令和 4年 「市民後見人養成講座」を市から受託。NPO法人「東三河後見センター」と協働で開催。



- ・制度利用者は増えるが、一方で担い手が不足。
- ・市外在住でも受講できる条件でスタート。
- ・令和4年度 修了者10名 令和5年度 修了者20名
- ・修了者は、東三河後見センター、新城市社協の両方に登録することができ、法人後見支援員として活躍している。

高齢者支援課課長・
係長が受講生

○令和 5年 「権利擁護支援センター」に名称を変更

5. 権利擁護支援を取り巻く地域事情

1. 社会資源の状況

(1) 専門職団体⇒弁護士 0、リーガルサポート3、ばあとなあ1

- 受任者調整会議では東三河後見センター、社協のどちらかが受任者として推薦される。どちらも担い手不足が深刻である。
- 市長申立てが行われる虐待案件の受任先は社協。緊急で措置する先は、市外の施設が多い。

(2) 精神科入院病棟、障がい者入所施設が市内にない。

- ご本人は市外に居所を移さざるを得ない。
- 虐待対応で緊急措置される場合は、多くが市外の施設になる。

5. 権利擁護支援を取り巻く地域事情

2. 担い手づくり

(1) 平成29年度～令和3年度まで独自で「よりそいサポーター養成講座」を実施。

- 隔年で3回開催。
- 法人後見支援員、生活支援員を養成。ボランティア、民生委員にお願いして回った。
- 「社協さんが困っているなら」「民生委員の任期が終わるから協力してもいいよ」という“社協に協力する”という善意から始まる。

5. 権利擁護支援を取り巻く地域事情

2. 担い手づくり

(2) 令和4年度から「市民後見人養成講座」開催。

- 受講対象者を市内在住に限らず募集した。(市の理解が大きく影響)
- 市外の登録者に、市外施設・病院への面会をお願いしている。
- 社協関係者に限らず、様々な経歴の方が受講。
- “社協のために”から“地域のために”へと変化。
- 受講者平均年齢 58.5歳 (42～74歳)

6. これからの挑戦

- 2040年まで16年。消滅都市と言われるこの地域で、権利擁護支援が必要な方々の早期発見・早期支援をどう実現し続けるのか？
「人を気にかけるしくみ」→広報・啓発が重要
- 孤立しない地域をどう実現していくか。権利擁護支援から見た地域づくりとは？ 「人を気にかけるしくみ」→担い手育成が重要
- 身寄りのない方の増加。→新たなサービスの創出
- 令和6年度から重層開始。中核機関だけでなく、どの部署も関連する課題。市・社協・関係機関が一丸となって地域共生社会の実現にり組めるよう努力を惜しまず進んでいきます！！

参 考 资 料

1. 新城市権利擁護支援センター

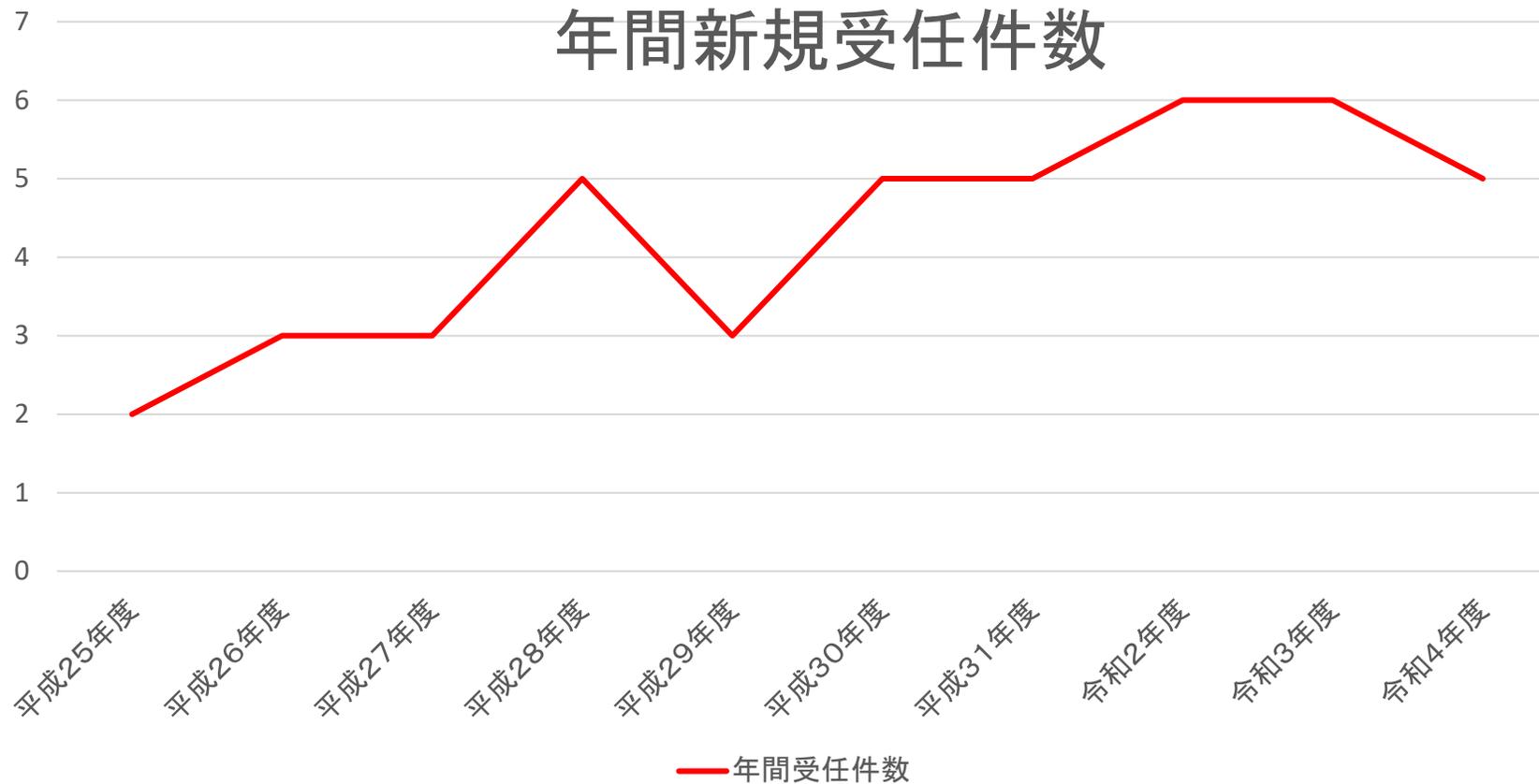
(1) 相談受付件数(重複あり)

| 対象者 | 認知症 高齢者 | 知的 障害者 | 精神 障害者 | 高齢 者 | 高次脳機 能障害者 | 身体 障害者 | 健常者 | その他 | 合計 |
|-----|------------|-----------|-----------|---------|--------------|-----------|-----|-----|------|
| 4年度 | 78件 | 197件 | 71件 | 12件 | 119件 | 1件 | 1件 | 0件 | 479件 |
| 3年度 | 225件 | 196件 | 42件 | 12件 | 0件 | 11件 | 4件 | 0件 | 490件 |

(2) 中核機関相談支援件数(重複あり)

| | 広報・啓発 機能 | 相談機能 | 利用促進 機能 | 後見人支援 機能 | 合計 |
|-----|-------------|------|------------|-------------|------|
| 4年度 | 1件 | 83件 | 50件 | 24件 | 158件 |
| 3年度 | 12件 | 102件 | 77件 | 22件 | 213件 |

2. 法人後見事業(補助事業)



2. 法人後見事業(補助事業)

○類型別受任件数(各年度3月実績)

| | 後見 | 保佐 | 補助 | 合計 |
|-------|----|----|----|----|
| 令和3年度 | 13 | 10 | 4 | 27 |
| 令和4年度 | 11 | 11 | 4 | 26 |
| 令和5年度 | 12 | 12 | 6 | 30 |

○保佐・補助が半数以上。○虐待認定後の受任件数は約30%

2. 法人後見事業(補助事業)

○受任件数及び正規職員数(各年度3月実績)

| | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | R2 | R3 | R4 |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 受任件数 | 4 | 7 | 12 | 14 | 19 | 23 | 24 | 27 | 26 |
| 社協 正規職員 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 |

予算要求時 職員1名につき10件の受任が限界と説明

※令和5年12月現在、受任件数は30名

※令和4年度からは、中核機関に1名分の人件費あり。